

令和7年度 消費生活相談受付状況

徳島県消費者情報センター

概要

- ・全相談件数は3,149件で、前年度から130件増加しました（対前年度比104.3%）。
- ・商品役務別相談件数は、不審なメールや電話などに関する相談を含む「商品一般」が前年度から19件増の394件で最多だったほか、道路運送車両法に定める自動車や自動車部品などの「自動車」に関する相談が81件で27件増となり、対前年度比150.0%と大幅に増加しました。
- ・契約当事者年齢別件数では、高齢者（60歳代以上）の相談が、前年度から40件増の1,267件となり、相談件数に占める割合は約4割となっております。
- ・SNS関連相談が460件（対前年度比115.0%）あり、大幅な増加傾向が続いています。SNS広告を通じた商品購入トラブルやSNS型投資詐欺が疑われる相談などが寄せられています。

1 相談件数

令和7年度に受け付けた相談件数は3,149件（対前年度比104.3%）で、前年度から130件の増加となりました。

相談内容をみると「苦情相談」が2,875件（対前年度比105.0%）、「問合せ」が269件（対前年度比97.5%）、「要望」が5件であり、「苦情相談」が全体の91.3%を占めています。

（件）

年 度	苦 情	問 合 せ	要 望	合 計
R7	2,875	269	5	3,149
（構成比）	91.3%	8.5%	0.2%	100.0%
R6	2,739	276	4	3,019
（構成比）	90.7%	9.1%	0.1%	100.0%
差引増減	136	△7	1	130
対前年度比	105.0%	97.5%	125.0%	104.3%

<相談受理方法>

相談受理方法は、来訪185件、電話2,763件、文書201件となっており、電話での相談が全体の87.8%を占めています。文書相談は、メールやSNSなどで受け付けた相談であり、うちSNSで受け付けた相談は119件となっています。

<解決、処理状況>

これらの相談には消費生活相談員が対応しましたが、その処理結果の内訳は、他機関紹介（情報提供）82件、消費者への助言（自主交渉）1,712件、その他情報提供（助言及び情報提供）656件、あっせんによる解決446件、処理不調・処理不能等247件、その他6件となっています。

なお、これらの処理のうち、訴訟等の法的処理の検討を要する相談については、弁護士による法律相談を計21回実施しました。また、事業者の訪問等が31件あり、担当者から適切な取引行為について説明などを行っています。

2 年度別相談件数

年度別の相談件数は、平成22年度から平成29年度まで3,000件前後、平成30年度以降は2,600件前後で推移していましたが、直近は増加しており、令和7年度は3,149件となりました。

(件)

年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
苦 情	2,696	2,638	2,761	2,376	2,306	2,342	2,113	2,385	2,540	2,739	2,875
問合せ	208	353	281	301	258	293	265	203	281	276	269
要 望	0	6	6	4	1	1	0	4	7	4	5
合 計	2,904	2,997	3,048	2,681	2,565	2,636	2,378	2,592	2,828	3,019	3,149
対前年度比	—	103.2%	101.7%	88.0%	95.7%	102.8%	90.2%	109.0%	109.1%	106.8%	104.3%

3 商品役務別相談件数

不審なメールや電話、架空請求などを含む「商品一般」、劇場型勧誘やワンクリック請求を解決するという調査会社に関する苦情を含む「役務その他」、道路運送車両法に定める自動車、自動車部品などに関する「自動車」等で大幅に増加しました。

(件)

順位	年度 品目	R7	R6	差引 増減	順位	年度 品目	R7	R6	差引 増減
1	商品一般	394	375	19	6	健康食品	100	121	△ 21
2	役務その他	197	172	25	7	相談その他	94	85	9
3	化粧品	190	213	△ 23	8	自動車	81	54	27
4	レンタル・リース・貸借	127	128	△ 1	9	インターネット通信サービス	77	92	△ 15
5	工事・建築・加工	103	98	5		他の教養・娯楽	77	64	13

【主な用語解説】

「商品一般」は、商品に関する相談のうち、分類を特定できない相談です。不審なメールや架空請求、個人情報の収集が疑われる不審な電話などに関する相談が含まれます。

「役務その他」は、金融・保険、運輸・通信、教育、教養・娯楽、保健・福祉のいずれにも該当しない役務に関する相談です。「登録された個人情報を削除する」などと持ちかける劇場型勧誘やワンクリック請求を解決するという調査会社に関する苦情が含まれます。

「化粧品」は、「医薬品医療機器等法」に定められたもので、人の身体を清潔にし、美化することを目的とするものです。

「レンタル・リース・貸借」は、商品や不動産を賃貸借する場合（不動産の場合は、使用貸借も含む）の相談です。アパートの退去時の原状回復義務などの相談がよく見られます。

「工事・建築・加工」には、建物の改築工事や塗装の補修工事などが含まれます。

「健康食品」は、高麗人参濃縮液など通常の食料品が持つ栄養素等を超えた薬事的効果又は類似の効果をうたって製造・販売される食品に関する相談です。

「相談その他」は、消費者問題以外の相談です。

「自動車」は、道路運送車両法に定める自動車、原動機付自転車、自動車部品などに関する相談です。

「インターネット通信サービス」は、モバイル向けではないインターネット通信に関するサービスに関する相談です。

「他の教養・娯楽」は、入場料を支払って利用する施設、オンラインゲーム、出会い系アプリ、ギャンブル情報サイトなどの相談です。スポーツ施設やサイトの利用料金、ゲームの課金に関する相談などが含まれます。

4 契約当事者年齢別件数

20歳代、30歳代、60歳代からの相談が顕著に増加しました。

また、60歳以上の高齢者層では、1,267件（対前年度比103.3%）の相談があり、全相談件数に占める割合は40.2%で、例年同様高い割合を占めています。

(件)

年齢 年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	その他 ・不明	合 計
H27	93	246	322	456	407	447	330	223	380	2,904
H28	85	225	346	486	432	509	329	243	342	2,997
H29	23	154	280	494	618	727	347	137	268	3,048
H30	59	143	230	347	414	512	423	203	350	2,681
R1	61	183	226	354	398	412	389	201	341	2,565
R2	76	250	219	336	421	420	364	201	349	2,636
R3	58	181	210	354	365	373	329	198	310	2,378
R4	79	185	192	336	440	436	366	195	363	2,592
R5	81	179	223	343	470	487	417	217	411	2,828
R6	63	180	209	350	530	486	490	251	460	3,019
R7	72	252	265	341	523	520	496	251	429	3,149
差引増減	9	72	56	△ 9	△ 7	34	6	0	△ 31	130
対前年度比	114.3%	140.0%	126.8%	97.4%	98.7%	107.0%	101.2%	100.0%	93.3%	104.3%

5 年代別相談件数（契約当事者）

幅広い年代で「商品一般」に関する相談が上位に入っています。未納料金通知のハガキやSMS（ショートメッセージサービス）、不審なメールなどに関する相談が寄せられています。

40歳から70歳代においては、「化粧品」「健康食品」に関する相談が多く、定期購入に関するトラブル相談が多数寄せられています。

70歳代以上の年代においては、「工事・建築・加工」に関する相談が多く、契約後のクーリング・オフに関する相談が多数寄せられています。

<年代別内訳>

順位	20歳未満	件数
1	健康食品	10
	他の教養・娯楽	10
2	娯楽等情報配信サービス	7
3	商品一般	5
	化粧品	5
4	紳士・婦人洋服	3
	自動車	3

順位	20歳代	件数
1	理美容	33
2	レンタル・リース・貸借	20
3	役務その他	17
4	商品一般	15
	自動車	15
5	他の教養・娯楽	11

順位	30歳代	件数
1	レンタル・リース・貸借	26
2	商品一般	21
3	役務その他	16
4	融資サービス	12
5	移動通信サービス	11

順位	40歳代	件数
1	商品一般	36
2	レンタル・リース・貸借	22
3	化粧品	20
	役務その他	20
4	他の教養・娯楽	15
5	紳士・婦人洋服	11
	自動車	11

順位	50歳代	件数
1	商品一般	65
2	化粧品	36
3	健康食品	24
	役務その他	24
4	工事・建築・加工	20
5	レンタル・リース・貸借	19

順位	60歳代	件数
1	化粧品	60
2	商品一般	58
3	役務その他	25
4	健康食品	22
5	紳士・婦人洋服	21

順位	70歳代	件数
1	商品一般	65
2	化粧品	47
3	役務その他	28
4	工事・建築・加工	22
5	健康食品	20

順位	80歳以上	件数
1	商品一般	33
2	工事・建築・加工	19
3	役務その他	17
4	相談その他	11
	電報・固定電話	11
5	健康食品	10
	化粧品	10

6 販売購入形態別件数

前年度から引き続き、通信販売、訪問販売、電話勧誘が上位を占めています。通信販売は、インターネットやSNS広告を通じて購入した商品でのトラブル相談が多くあります。

(件)

形態別 \ 年度	R7	R6	差引増減	対前年度比
訪問販売	198	219	△ 21	90.4%
通信販売	1,156	1,032	124	112.0%
マルチ・マルチまがい取引	9	9	0	100.0%
電話勧誘販売	176	195	△ 19	90.3%
ネガティブ・オプション	4	9	△ 5	44.4%
訪問購入	40	28	12	142.9%
その他無店舗販売	12	25	△ 13	48.0%
特殊販売 計	1,595	1,517	78	105.1%
店舗購入	513	455	58	112.7%
不明・無関係	1041	1047	△ 6	99.4%
合 計	3,149	3,019	130	104.3%

【主な用語解説】

「訪問販売」には、SF商法、アポイントメント商法などが含まれており、「営業員に不意に自宅に来られ、断り切れずに光回線などの契約をしてしまったが、解約したい」といった相談があります。

「通信販売」は、郵便、電話、インターネットなどの通信手段を用いて契約するもので、「ネットで商品を注文し代金を払ったが、商品が届かない」、「1回だけと思いネットで商品を購入したら、複数回の購入が条件の定期購入だった」といった、インターネット通販に関する相談があります。

「マルチ・マルチまがい取引」には、連鎖販売取引等が含まれます。「販売組織に疑問を持ったのでやめたい」といった相談があります。

「電話勧誘販売」には、「執拗な勧誘に押し切られて契約してしまったが、やはり解約したい」といった相談があります。

「ネガティブ・オプション（送り付け商法）」は、当方から申し込んでもいないのに、業者が売買契約の申込みに関わる商品を送り付けてくるものです。注文していない新聞、雑誌を送り付けられたなどの相談があります。

「訪問購入」は、購入業者が消費者の自宅等（営業所等以外の場所）において売買契約を締結して物品を購入するものです。

「その他無店舗販売」は、店舗でないところで購入、契約したものです。通常の店舗とは考えられない場所での2日以上にわたって行われる展示販売での購入、契約も含まれます。

＜特殊販売の種別順位＞

順位	訪問販売	件数	順位	通信販売	件数	順位	マルチ・マルチまがい	件数
1	工事・建築	54	1	基礎化粧品	90	1	保健衛生品その他	2
2	電気	16	2	商品一般	83	2	他の健康食品	1
3	修理サービス	13	3	他の健康食品	75		浴室設備	1
4	電気設備	10	4	役務その他サービス	41		医療共済	1
	役務その他サービス	10	5	メイクアップ化粧品	39		ファンド型投資商品	1

※他1件が3項目

順位	電話勧誘販売	件数	順位	ネガティブ・オプション	件数	順位	訪問購入	件数
1	インターネット接続回線	30	1	他の台所用品	1	1	指輪	6
2	役務その他サービス	20		電気空調・冷房機器	1	2	食器	4
3	モバイルデータ通信	19		保健衛生品その他	1		ネックレス	4
4	鮮魚	15		他の玩具・遊具	1	3	靴	3
5	商品一般	11					四輪自動車	3
	電気	11						
	広告代理サービス	11						

順位	その他無店舗	件数
1	ペット用品	2
2	果実	1
	アイスクリーム	1
	他の台所用品	1
	電気	1

※他1件が6項目

＜参考－特殊販売の商品別大分類＞

(件)

項目	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい	電話勧誘販売	ネガティブ・オプション	訪問購入	その他無店舗販売	合計
1 保健衛生品	3	231	2	5	1	0	0	242
2 食料品	7	118	1	23	0	0	2	151
3 他の役務	21	69	1	36	0	1	0	128
4 商品一般	1	83	0	11	0	2	0	97
5 運輸・通信サービス	17	21	0	55	0	0	0	93

7 さまざまな問題商法

					(件)				
順位	年度 商法別	R7	R6	差引 増減	順位	年度 商法別	R7	R6	差引 増減
1	無料商法	66	88	△ 22	8	マルチ商法	9	9	0
2	利殖商法	54	53	1	9	資格商法	7	7	0
3	内職商法	34	29	5	10	ネガティブ・オプション	4	9	△ 5
4	点検商法	15	29	△ 14		アポイントメント商法	4	7	△ 3
5	当選商法	14	23	△ 9	11	アンケート商法	3	15	△ 12
6	開運商法	12	10	2		SF商法	3	3	0
7	キャッチセールス	11	20	△ 9					

【用語解説】

「**無料商法**」とは、無料招待、無料体験など「無料」をうたい文句に人を集めて、高額な商品購入やサービス提供など別の契約をさせる商法です。

「**利殖商法**」とは、「値上がりは確実です」、「必ずもうかります」など、利殖になることを強調して契約させるものです。先物取引や未公開株など、素人には危険なものが多く含まれます。

「**内職商法**」とは、仕事を紹介するからと言って保証金を請求したり、仕事に必要なだとパソコン等の商品を購入させる手口です。

「**点検商法**」とは、家屋、布団、浄水器などの点検を名目に家にあがり、「屋根の瓦が浮いています」、「浄水器の中が錆だらけです」などと不安をあおって、修理や商品の購入を契約させる商法です。

「**当選商法**」とは、「当選しました」、「景品が当たりました」などと有利性を強調して関心を引き、高額な商品やサービスを契約させる商法です。

「**開運商法**」とは、「身に付けるだけで能力が向上する」、「宝くじが高額当選する」などと宣伝し、あるいは「購入しなければ不幸になる」などと不安に陥れ、高額な開運グッズなどを買わせる商法です。

「**キャッチセールス**」とは、特定の消費者に呼びかけることによって注意を向けさせ、営業所等まで案内して、そこで契約させる商法です。

「**マルチ商法**」とは、次々に加入者を増やしていくと利益が得られると販売組織に誘い、商品やサービスを契約させるものです。勧誘時の成功話を信じ、仕組みをよく理解せずに組織に加入し、被害に遭う人も多いようです。

「**資格商法**」には、過去に講座を受けた人が再度勧誘を受けたり、断ると登録抹消代等の名目で金銭を請求する手口（二次被害）などの相談が寄せられています。

「**ネガティブ・オプション（送り付け商法）**」は、当方から申し込んでもいないのに、業者が売買契約の申込みに関わる商品を送り付けてくるものです。注文していない新聞、雑誌を送り付けられたなどの相談が含まれます。

「**アポイントメント商法**」とは、販売意図を明らかにしないで、又は他の人に比べて著しく有利な条件で契約できると言って、電話等で呼び出して販売する手口です。

「**アンケート商法**」とは、「アンケートに答えてください」、「アンケートをとるだけです」などと言って消費者に接近して売りつける商法です。

「**SF商法**」とは、閉めきった会場等に人を集め、最初に無料か安い商品を来訪者に提供し、雰囲気の高まったところで売り込もうとする商品を出して説明を行い、その商品を買わせる商法などです。

8 危害・危険相談件数

危害相談とは、商品・サービス・設備に関連し、相談者から身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという相談です。

危険相談とは、危害を受けたわけではないが、そのおそれがある相談です。相談者が「危険である」と申し出ている相談もここに含まれます。

前年度に比べ、危害相談は3件減少、危険相談は7件減少しました。

(件)

品目 分類	商品 一般	食料 品	住居 品	保健 衛生品	教養 娯楽品	車両・ 乗り物	土地・ 建物・ 設備	レンタル・ リース・ 貸借	運輸・ 通信 サービス	教養 娯楽 サービス	保健・ 福祉 サービス	他の 役務	合計
危 害	1	8	1	12	0	1	0	3	1	3	12	3	45
危 険	0	3	1	0	1	5	0	1	1	0	0	0	12
合 計	1	11	2	12	1	6	0	4	2	3	12	3	57

9 多重債務相談

多重債務に係る相談は、「収入が少なく、借入金の返済に困っている」や「家賃や電話代が支払えない」といった内容があり、消費者情報センターでは、相談者から債務状況を聴取し、相談内容に応じたアドバイスを行っています。

また、破産についての相談など、その内容から判断し必要と思われる場合には、法律専門家の相談窓口を紹介し、多重債務を解決に導く努力を行っています。

令和7年度の相談件数は84件で、前年度より4件増加しており、内容としては、経済的困窮により、銀行や消費者金融からの借入金返済が困難になったことについての対応や借金に関する相談窓口の問合せなどがありました。

(件)

年度	項目	総 相 談 件 数	うち多重債務 相 談 件 数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
H27		2,904	58	2.0%	—
H28		2,997	61	2.0%	105.2%
H29		3,048	51	1.7%	83.6%
H30		2,681	48	1.8%	94.1%
R1		2,565	45	1.8%	93.8%
R2		2,636	47	1.8%	104.4%
R3		2,378	31	1.3%	66.0%
R4		2,592	33	1.3%	106.5%
R5		2,828	62	2.2%	187.9%
R6		3,019	80	2.6%	129.0%
R7		3,149	84	2.7%	105.0%
	差引増減	130	4	—	—

10 ヤミ金融

ヤミ金融とは、貸金業としての登録を行っていない貸金業者（業務）や、登録していても違法な高金利を取る業者（業務）をいいます。ヤミ金融の業者に連絡をしたり金銭を借りたりすると、違法な高金利や執拗な取り立てなどの被害に遭います。

当センターからは、相談者にはヤミ金融は犯罪であることや、その手口などについてアドバイスし、県警察総合相談センターに相談することを勧めています。

令和7年度のヤミ金融に関する相談は3件で、前年度より2件増加しました。

（件）

年度 \ 項目	総 相 談 件 数	うちヤミ金融 相 談 件 数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
H27	2,904	13	0.45%	—
H28	2,997	18	0.60%	138.5%
H29	3,048	5	0.16%	27.8%
H30	2,681	11	0.41%	220.0%
R1	2,565	4	0.16%	36.4%
R2	2,636	2	0.08%	50.0%
R3	2,378	2	0.08%	100.0%
R4	2,592	1	0.04%	50.0%
R5	2,828	2	0.07%	200.0%
R6	3,019	1	0.03%	50.0%
R7	3,149	3	0.10%	300.0%
差引増減	130	2	—	—

11 融資保証金詐欺

融資保証金詐欺とは、金融業者を名乗る者に融資を申し込むと、先に保証金等の名目で金銭を要求される手口です。現金を振り込み後、連絡が取れなくなったり、次々と請求されたりします。

この融資保証金詐欺は悪質な犯罪行為でもあり、当センターに相談があった場合には、県警察総合相談センターに相談することを勧めています。

令和7年度の融資保証金詐欺に関する相談は0件で、前年度より2件減少しました。

(件)

年度 \ 項目	総 相 談 件 数	融資保証金詐欺 相談件数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
H27	2,904	1	0.03%	—
H28	2,997	2	0.07%	200.0%
H29	3,048	1	0.03%	50.0%
H30	2,681	0	0.00%	0.0%
R1	2,565	1	0.04%	—
R2	2,636	0	0.00%	0.0%
R3	2,378	2	0.08%	—
R4	2,592	1	0.04%	50.0%
R5	2,828	2	0.07%	200.0%
R6	3,019	2	0.07%	100.0%
R7	3,149	0	0.00%	0.0%
差引増減	130	△ 2	—	—

12 架空請求

架空請求とは、電子メールやハガキ、SMS（ショートメッセージ）などで、身に覚えのない代金の請求をされるものです。請求の名目は、有料サイトの利用料や商品の購入代金などのほか、電話料金の未納通知で、支払いがないと利用を止めるといった内容で請求する手口もみられます。

近年、官公庁や実在する事業者を名乗り、消費者を錯覚させ信じさせようとするなど、一段と悪質化しています。

令和7年度は、架空請求に関する相談が30件あり、前年度から30件減少しました。

(件)

年度 \ 項目	総 相 談 件 数	うち架空請求 相談件数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
H27	2,904	186	6.4%	—
H28	2,997	231	7.7%	124.2%
H29	3,048	821	26.9%	355.4%
H30	2,681	481	17.9%	58.6%
R1	2,565	224	8.7%	46.6%
R2	2,636	93	3.5%	41.5%
R3	2,378	61	2.6%	65.6%
R4	2,592	57	2.2%	93.4%
R5	2,828	55	1.9%	96.5%
R6	3,019	60	2.0%	109.1%
R7	3,149	30	1.0%	50.0%
差引増減	130	△ 30	—	—

13 ワンクリック請求

メールやホームページにおいて、クリックする前に利用料金・利用規約等について明確な説明がない、又は事実と異なる説明によりクリックを促し、リンク先において即座に「契約完了」や「料金請求」といった内容を表示させるなどして金銭を支払わせようとする手口です。

令和7年度はワンクリック請求に関する相談が10件あり、前年度より1件減少しました。

(件)

年度 \ 項目	総相談件数	ワンクリック 請求相談件数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
H27	2,904	314	10.8%	—
H28	2,997	213	7.1%	67.8%
H29	3,048	66	2.2%	31.0%
H30	2,681	49	1.8%	74.2%
R1	2,565	34	1.3%	69.4%
R2	2,636	50	1.9%	147.1%
R3	2,378	26	1.1%	52.0%
R4	2,592	49	1.9%	188.5%
R5	2,828	20	0.7%	40.8%
R6	3,019	11	0.4%	55.0%
R7	3,149	10	0.3%	90.9%
差引増減	130	△ 1	—	—

14 インターネット通販

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット通販に関する相談が多く寄せられています。令和7年度のインターネット通販に関する相談は、952件（対前年度比113.3%）で、前年度と比べると112件増加しました。

相談内容は、化粧品などの「保健衛生品」、健康食品などの「食料品」、有料サイトからの請求やオンラインゲームでの課金などの「教養・娯楽サービス」に関する相談が多くありました。

(件)

年度 \ 項目	総相談件数	うちインターネット通販 相談件数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
R1	2,565	667	26.0%	—
R2	2,636	802	30.4%	120.2%
R3	2,378	669	28.1%	83.4%
R4	2,592	870	33.6%	130.0%
R5	2,828	878	31.0%	100.9%
R6	3,019	840	27.8%	95.7%
R7	3,149	952	30.2%	113.3%
差引増減	130	112	—	—

15 定期購入

定期購入に関する相談は267件（対前年度比83.2％）で、前年度と比べると54件減少しました。化粧品や健康食品に関して「お試し〇〇円の商品を注文したが定期購入だった」、「定期購入を解約したいが電話が繋がらない」などの相談が寄せられています。

（件）

年度 \ 項目	総相談件数	うち定期購入 相談件数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
R3	2,378	164	6.9%	—
R4	2,592	294	11.3%	179.3%
R5	2,828	253	8.9%	86.1%
R6	3,019	321	10.6%	126.9%
R7	3,149	267	8.5%	83.2%
差引増減	130	△ 54	—	—

（令和3年4月から新設された「定期購入」のキーワードにより集計）

16 SNS関連

SNSに関連する相談は年々増加しており、令和7年度は460件（対前年度比115.0％）で、前年度と比べると60件増加しています。化粧品などの「医薬品」、洋服や履物などの「被服品」のほか、SNSを通じて知り合った方からの投資への勧誘、副業サポート、また、出会い系サイトやマッチングアプリでのトラブル相談がありました。

SNS広告を通した購入や勧誘に関する相談の大幅な増加傾向が続いています。

（件）

年度 \ 項目	総相談件数	うちSNS関連の 相談件数	総相談件数に 占める割合	対前年度比
R1	2,565	82	3.2%	—
R2	2,636	140	5.3%	170.7%
R3	2,378	200	8.4%	142.9%
R4	2,592	251	9.7%	125.5%
R5	2,828	329	11.6%	131.1%
R6	3,019	400	13.2%	121.6%
R7	3,149	460	14.6%	115.0%
差引増減	130	60	—	—

17 市町村別相談件数（相談者居住地）

（件）

市町村名	相談件数	市町村名	相談件数	市町村名	相談件数
徳島市	1,380	上勝町	3	北島町	109
鳴門市	190	佐那河内村	8	藍住町	136
小松島市	130	石井町	164	板野町	37
阿南市	184	神山町	13	上板町	54
吉野川市	132	那賀町	22	つるぎ町	16
阿波市	139	牟岐町	13	東みよし町	36
美馬市	70	美波町	14	県外・不明	144
三好市	61	海陽町	21		
勝浦町	21	松茂町	52	合計	3,149

18 県内消費生活相談窓口別相談件数

（件）

相談窓口名	相談件数	相談窓口名	相談件数
徳島県消費者情報センター	3,149	みよし消費生活センター	220
徳島市消費生活センター	1,550	松茂・北島消費生活センター	187
鳴門市消費生活センター	325	藍住町消費生活センター	266
小松島市消費生活センター	290	板野町消費生活相談所	208
阿南市消費生活センター	535	上板町消費生活相談窓口	11
吉野川市消費生活センター	209		
阿波市消費生活センター	210		
美馬地区消費生活センター	252	合計	7,412